

第一二六回

参第四号

林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第五条）

第二章 基本指針及び地域林業労働計画（第六条 - 第九条）

第三章 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善並びに職業訓練の実施等

第一節 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善（第十条 - 第十四条）

第二節 職業訓練の実施等（第十五条・第十六条）

第四章 林業労働者雇用安定センター（第十七条 - 第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条・第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、森林の有する諸機能を維持増進する上において林業に必要な労働力の確保が極めて重要であることにかんがみ、林業労働者について、その雇用の安定、雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、林業に必要な労働力の確保に資するとともに、林業労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」、「森林所有者」及び「国有林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項から第三項までに規定する森林、森林所有者及び国有林をいう。

2 この法律において「森林計画区」とは、森林法第五条第一項の森林計画区をいう。

3 この法律において「林業労働者」とは、林業に従事する労働者をいう。

4 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して林業を行う者をいう。

（事業主等の責務）

第三条 事業主は、その雇用する林業労働者について、雇用の安定及び労働環境の改善、教育訓練の実施、

福利厚生の充実その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その福祉の増進に努めなければならない。

- 2 事業主及び事業主の団体は、林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、林業労働者の雇用の安定の確保、林業労働者の雇用管理の改善の促進、林業労働者の能力の開発及び向上その他の林業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

- 2 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、林業労働の重要性に対する国民の関心と理解を深めるように努めなければならない。
- 3 国は、林業労働者の労働環境の改善に必要な高性能林業機械の普及その他林業労働者の雇用の安定の確保及び雇用管理の改善の促進に関し必要な事項について、調査及び研究に努めなければならない。この場合において、国は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二

項に規定する国有林野事業をいう。)の経営管理に関する知識及び林業技術を活用するものとする。

- 4 地方公共団体は、林業労働に対する住民の関心と理解を深めるとともに、林業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

(適用除外)

第五条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第二章 基本指針及び地域林業労働計画

(基本指針)

第六条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者の福祉の増進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、林業労働者の福祉の増進に関する国の基本方針その他次条第一項の地域林業労働計画の指針となるべき事項について定めるものとする。
- 3 農林水産大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、かつ、農林水産大臣にあつては中央森林審議会の意見を、労働大臣にあつては

中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴くほか、都道府県知事の意見を求めなければならない。

- 4 農林水産大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

(地域林業労働計画)

第七条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内の森林計画区ごとに、当該森林計画区に係る森林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと思われるものを除く。）につき、毎年、林業労働者の雇用の安定の確保、林業労働者の雇用管理の改善の促進、林業労働者の能力の開発及び向上その他の林業労働者の福祉の増進に関する計画（以下「地域林業労働計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地域林業労働計画においては、当該森林計画区について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 林業労働者の雇用の動向に関する事項
 - 二 林業労働者の雇用の安定の確保を図るための措置に関する事項
 - 三 林業労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るための措置に関する事

項

四 前三号に掲げるもののほか、林業労働者の福祉の増進を図るための措置に関する事項

- 3 地域林業労働計画は、当該森林計画区における森林施業の合理化に関する事業と調和するものでなければならず、かつ、林業労働者の広範囲の地域における就業の促進及び年間を通じた雇用の確保を図るとともに、林業労働者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資するように定められなければならない。
- 4 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県森林審議会及び地方職業安定審議会並びに関係市町村長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該森林計画区の区域内に森林法第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係営林局長又は営林支局長の意見を聴かななければならない。
- 5 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等林業労働者、事業主、森林所有者その他の関係者の意向を十分に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣及び労働大臣に報告しなければならない。

(要請)

第八条 都道府県知事は、地域林業労働計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、森林所有者その他の関係者に対し、林業労働者の雇用の安定、林業労働者の雇用管理の改善、林業労働者の能力の開発及び向上その他の林業労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができる。

(財政上の措置等)

第九条 国及び都道府県は、地域林業労働計画の達成に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第三章 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善並びに職業訓練の実施等

第一節 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善

(改善計画の認定)

第十条 事業主は、その雇用する林業労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用の安定及び労働環境の

改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善措置の目標

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（改善計画の変更等）

第十一条 前条第一項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければな

らない。

- 2 都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（改善措置の実施を促進するための助成）

第十二条 国は、認定計画に係る改善措置を実施する認定事業主に対して、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、必要な助成を行うことができる。

- 2 前項の助成を行うに当たっては、振動障害の症状が軽快した林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる認定事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

（指導及び助言）

第十三条 国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 都道府県知事は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 職業訓練の実施等

(職業訓練の実施)

第十五条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な教育及び職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をしなければならない。

(職業紹介の充実等)

第十六条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者になろうとする者の速やかな就業を促進するため、及び林業に必要な労働力の確保を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第四章 林業労働者雇用安定センター

(指定等)

第十七条 都道府県知事は、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、第十九条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、森林計画区ごとに一個に限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進に資すると認められること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「林業労働者雇用安定センター」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 林業労働者雇用安定センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならな

い。

(指定の条件)

第十八条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第十九条 林業労働者雇用安定センターは、第十七条第一項の規定による指定に係る森林計画区の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 林業労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

二 林業労働に係る雇用に関する情報を収集し、林業労働者、林業労働者になろうとする者、事業主、森林所有者その他の関係者に対して提供すること。

三 林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 林業労働者及び林業労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第二十条 林業労働者雇用安定センターは、毎事業年度、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 林業労働者雇用安定センターは、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(助成)

第二十一条 国は、都道府県が、林業労働者雇用安定センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経

費の一部を補助することができる。

(監督命令)

第二十二條 都道府県知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、林業労働者雇用安定センターに対し、第十九条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十三條 都道府県知事は、林業労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十九条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十八条第一項の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、林業労働者雇用安定セ

ンターにその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(農林水産省令・労働省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、農林水産省令・労働省令で定める。

(罰則)

第二十五条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、林業労働者の雇用状態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

（職業安定法の一部改正）

第三条 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）」を「、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）及び林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第 号）」に改め、「地方職業安定審議会は」の下に「林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律の施行に関する重要事項その他」を加える。

（農林水産省設置法の一部改正）

第四条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第百七号の次に次の一号を加える。

百七の二 林業労働に関すること。

(労働省設置法の一部改正)

第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の七の次に次の一号を加える。

四十三の八 林業労働者の福祉の増進に関する基本的な指針の策定に関すること。

第四条第五十一号中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)」を「、看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)」に改める。

第五条第五十三号の五の次に次の一号を加える。

五十三の六 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、基本指針を策定すること。

理 由

森林の有する諸機能を維持増進する上において林業に必要な労働力の確保が極めて重要であることにかんがみ、林業に必要な労働力の確保に資するとともに、林業労働者の福祉の増進を図るため、林業労働者の福祉の増進に関する基本指針及び地域林業労働計画を策定し、林業労働者の雇用の安定、雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずるとともに、都道府県知事が公益法人を林業労働者雇用安定センターとして指定することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約四十億円の見込みである。